

新・地域看護活動とヘルスプロモーション

第3巻 産業保健

用 語 に 関 し て

■安全衛生委員会 (chapter2・3・4)

労働安全衛生法に基づき、労働者 50 人以上（業種によって 50 ～ 100 人では衛生委員会）で設置されています。総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、職場の代表者（労働者）で構成され、毎月1回以上開催されます。労使（労働者と使用者）が一体となって労働災害や健康障害を防止に取り組むため、対策等の重要事項を審議します。

■安全配慮義務 (chapter3)

労働者が安全かつ健康を確保しながら労働することができるよう、使用者（上司）から労働者（部下）に対して配慮する義務のことで、労働契約法第 5 条に明文化されています。危険作業や有害物質への対策、メンタルヘルス対策も含まれます。安全配慮義務を怠った場合の罰則はありませんが、民法の使用者責任や債務不履行等を根拠に、使用者に多額の損害賠償を命じる判例が多数存在します。

■衛生管理者 (chapter3・4)

衛生管理者は、労働者の危険または健康障害を防止するための措置や教育、健康診断の実施、健康の保持増進、労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事項についての技術的事項の管理を行います。少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害な恐れがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じます。専任衛生管理者はこれらの職務を専任で行っています。

■健康経営 (chapter3)

健康経営は、経済産業省が推進している政策で、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つです。企業理念に基づき企業が労働者への健康投資を行うことで、活力向上や生産性の向上、離職率の低下、企業のイメージアップなど企業の発展につなげていくという経営手法です。

■職場巡視 (chapter2・4)

職場巡視は、労働災害や健康障害を防止することを目的とし、職場の環境や作業方法が法律の基準を満たしているかの確認や、現場の意見聴取を行い、作業環境等による健康障害の防止や快適な職場環境づくりのために行われています。巡視の結果は、安全衛生委員会で問題点の共有や対応策の検討を行い、必要に応じて作業方法の見直しや労働衛生教育などの対策が講じられます。対策の実施や、実施の結果について計画的にその後の職場巡視で確認をするという継続的な活動です。

■セルフケア (chapter3)

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に示された「4つのケア」の1つで、労働者自らが心の健康の保持増進のために行う活動です。ストレスへの気づき、ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解、自発的な相談がセルフケアに含まれます。

■地域産業保健センター (chapter5)

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者およびそこで働く労働者が利用できる施設で、おおむね監督署管轄区域ごとに設置されています。医師や保健師による労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係わる相談、健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働およびストレスチェックについての面接指導等のサービスを無料で提供しています。医師や保健師が事業場を個別訪問して、職場巡視や労働衛生啓発活動を実施する等、事業場の状況を踏まえた産業保健に係わる指導も行っています。一部のセンターでは、休日・夜間にも利用ができる窓口も開設されています。

■ラインによるケア (chapter3)

管理監督者（上司）が労働者（部下）の心の健康の保持増進のために行う活動です。部下からの相談対応、部下のメンタルヘルスの具体的な状況把握、職場環境等の把握と改善、産業保健スタッフとの連携が求められています。